

## 岩手大学ダイバーシティ推進室規則

令和4年3月25日 制 定

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則（以下「学則」という。）第7条の2の規定に基づき、岩手大学ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 ダイバーシティ推進に係る政策及び社会動向の把握に関すること。
- 二 ダイバーシティ推進に係る課題の抽出に関すること。
- 三 ダイバーシティ推進に係る方針等の提案に関すること。
- 四 ダイバーシティ推進に係る全学の総合調整に関すること。
- 五 ダイバーシティ推進に向けた啓発及び広報に関すること。
- 六 女性教員人事に係る検証・評価分析及び女性教員の採用促進に関すること。
- 七 男女共同参画の推進及び性の多様性（LGBT/SOGI）に係る対応に関すること。

### (組織)

第3条 推進室に、学則第14条の3の規定に基づき室長を置く。

- 2 前項に定めるほか、次に掲げる職員を置くことができる。
  - 一 副室長
  - 二 兼務教員
  - 三 特任研究員
  - 四 その他推進室が必要と認める者（以下「推進室職員」という。）

### (室長)

第4条 室長は、推進室全般の業務及び運営を統括する。

- 2 室長は、ダイバーシティを担当する理事又は副学長をもって充てる。
- 3 室長に事故あるときは、副室長が、その職務を代行する。

### (副室長)

第5条 副室長は、室長の職を補佐する。

- 2 副室長は、岩手大学（以下「本学」という。）の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、室長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副室長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

### (兼務教員)

第6条 兼務教員は、室長等と協力して推進室の業務を処理する。

- 2 兼務教員は、本学の専任教員のうちから、当該教員の所属する学部等の長の同意を得て、室長が推薦し、学長が任命する。
- 3 兼務教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

### (特任研究員)

第7条 特任研究員は、推進室の業務を処理する。

- 2 特任研究員は、室長が候補者を推薦し、学長が任命する。

(推進室職員)

第8条 推進室職員は、推進室の業務に従事する。

(庶務)

第9条 推進室の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学男女共同参画推進室規則は、廃止する。